

鳥取県教育センター自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が設置する自家用工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託（以下「本業務」という。）について基本的事項を定めたものであり、本業務の受託者（以下「乙」という。）は、誠実に本業務を遂行する義務を負う。

1 業務場所及び委託する自家用電気工作物の概要

事業場の名称	鳥取県教育センター				電話 0857-28-2321
所 在 地	鳥取県鳥取市湖山町北5丁目201番地 業種（R99）その他公務施設				
電気工作物の概要	需要設備		非常用予備発電装置		発電所
	設備容量 430KVA	発電種別		—	—
		発電機定格容量(kVA)		60	—
		発電機定格出力(kW)		48	—
	受電電圧 6,600V	発電機定格電圧(V)		220	—
		台数(台)		1	—
		原動機の種類		ディーゼル	—
設備条件	無	非常用予備蓄電池装置	一群	配電線路	線路電圧 — V 線路亘長 — km

2 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 委託業務の内容

乙は、甲の保安規程に基づいて本業務を実施するものとし、その具体的実施基準は、別紙「自家用電気工作物の保安管理業務細目書」及び別表「点検、測定及び試験の基準」によるものとする。（平成15年経済産業省告示第249号（改正：令和4年11月30日経済産業省告示第193号）及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規。改正：令和4年9月12日20220830保局第1号）に適合するものとする。）

4 安全管理

（1）安全の確保

本業務の実施に当たっては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

（2）単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧活線作業、高圧近接作業、又は、高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

（3）絶縁用防具の装着又は絶縁用保護具の着用

乙は、高圧活線近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防具を装着し、又は労働者に絶縁用保護具を着用させなければならない（労働安全衛生規則第342条、第343条）ので、高圧活線近接作業に必要かつ適正な絶縁用防具及び絶縁用保護具を常備しなければならない。

乙は、絶縁用防具及び絶縁用保護具を定期的（6か月に1回以上）に耐圧試験を実施し、

その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない（労働安全衛生規則第351条）。また、甲の求めがあったときは、確認した記録を直ちに甲に開示しなければならない。

5 保安教育

- (1) 甲が職員に対して行う電気工作物の保安に関する講習会について、甲から要請を受けた場合、乙はその開催に協力すること。
- (2) 甲が職員に対して行う電気工作物の保安に関する教育、災害その他電気事故が発生した場合の措置に関する演習訓練について、甲から要請を受けた場合、乙はその訓練に協力すること。

6 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。

(2) 再委託の禁止

乙は、本業務を再委託してはならない。

(3) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、業務期間の満了後又は契約の解除後も同様とする。

(4) 調査等

甲は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、乙に対して報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

(5) 緊急時の協力体制

電気事故等、緊急時の協力体制を明確にし、本店、支店、営業所又はその他の事業所から原則1時間以内に到着し対応できること。

(6) 完了報告及び検査

乙は、各月の本業務を完了したときは、20日以内に完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受ける。

(7) 仕様書の遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、別に定めのある場合を除き、全て乙の負担とする。

7 その他

- (1) 乙は、この契約の締結後、甲が必要により作成する中国四国産業保安監督部長あての保安規程届出書及び保安管理業務外部委託承認申請書の作成に協力するものとする（電気事業法第42条第1項、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条2項）。
- (2) (1)の申請が承認を得られなかった場合又は取り消しになった場合、甲は、この契約を一方的に解除できる。
- (3) 乙は、甲が行うP C B又は微量P C B混入機器に関する調査に協力すること（P C B

含有の分析は除く。)

(4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙
とが協議して定める。

自家用電気工作物の保安管理業務細目書

1. 乙は、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告する。報告を受けた甲は、その記録（電気管理技術者の氏名を含む）を確認及び保存するものとする。

また、技術基準に適合しない事項または適合しないおそれがある場合は、必要な指示又は助言を行う。

- (1)自家用電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う自家用電気工作物の点検、測定及び試験（以下、定期点検をいう。）
- (2)電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行う。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。
- (3)中国四国産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
- (4)法令に基づく立入検査への立会い
- (5)自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
- (6)その他、乙がこの契約を履行するために必要な事項

2. 前項第1号に定める定期点検の種類及び頻度は別表「点検、測定及び試験の基準」のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行う。

3. 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、別表「点検、測定及び試験の基準」に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

4. 電気管理技術者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

- (1)設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物
 - ①建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - ②消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ③労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - ④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - ⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2)設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な以下の①から⑤に設置される自家用電気工作物
 - ①立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所または点検できない隠れ場所に設置された配線及び機器等での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - ②情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ③衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - ④機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

- ⑤立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

5. 別表「点検、測定及び試験の基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

- (1)月次点検は、自家用電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施します。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがある。
- (2)年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施する。
また、年次点検は当該月の月次点検を含む。
- (3)定期点検のための執務時間は、別表「点検、測定及び試験の基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。
- (4)定期点検時には別表「点検、測定及び試験の基準」に記載の点検のほか、甲に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、電気管理技術者としての観点から点検を行う。

6. 絶縁監視装置を設置している事業場

- (1)点検は、別表「点検、測定及び試験の基準」のとおり実施する。
- (2)警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとします。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、漏えい警報といいます。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。
- (3)乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検業務の区分

- (1) 工事期間中の点検：設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。工事施工図面と現場の工事施工状況を十分に照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点を置く。
- (2) 竣工検査：設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 月次点検：主として設備を運転した状態で点検、測定及び試験をいう。
- (4) 年次点検：月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定及び継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (5) 臨時点検：異常が発生した場合、発生する恐れのある場合の原因探求等をいう。

2. 点検の実施回数

- (1) 工事期間中の点検
工事期間中は毎週1回以上行うものとする。
- (2) 竣工検査
工事完成後実施するものとする。
- (3) 月次点検・年次点検
 - ア 月次点検は告示第249号に基づき行うものとする。
 - (ア) 小規模高圧需要設備にあっては毎年4回（電気事業法施行規則第96条第2号ロに規定する承認法人が保守管理業務を受託している小規模高圧需要設備にあっては毎年2回）以上
 - (イ) 次のaからeまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であって設備容量が100kVA以下のもの又は低圧受電の需要設備にあっては隔月1回以上
 - a 構外にわたる高圧電線路がないもの
 - b 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
 - c 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
 - d 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
 - e 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器 地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの
 - (ウ) 前号のaからeまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い設備であって、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備にあっては隔月1回以上
 - (エ) (イ) に適合する需要設備であって、次のaからcまでの全ての設備条件に適合するものにあっては3月に1回以上
 - a 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）
 - b 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの
 - c 引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの
 - (オ) (ア)から(エ)までに該当する需要設備以外の需要設備にあっては毎月1回以上
イ 年次点検は1年に1回以上行うものとする。
- (4) 臨時点検
必要な都度実施するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検することをいう。
- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - イ 電線と他物との離隔距離の適否
 - ウ 機械器具、配線の取付け状況及び加熱の有無
 - エ 接地線等の保安装置の取付け状況
- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して、(1)の点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4. 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物	点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
受電設備 (二次受電設備を含む)	区分開閉器(地絡継電器を含む)、引き込み線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検	<input type="radio"/>
		外部精密点検	<input type="radio"/>
		絶縁抵抗測定	<input type="radio"/> ※1
		継電器動作特性試験	<input type="radio"/>
		継電器との連動動作試験	<input type="radio"/>
	遮断器、開閉器	外部点検	<input type="radio"/>
		外部精密点検	<input type="radio"/>
		絶縁抵抗測定	<input type="radio"/> ※1
		継電器との連動動作試験	<input type="radio"/>
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リクトル、その他高圧機器	外部点検	<input type="radio"/>
		外部精密点検	<input type="radio"/>
		絶縁抵抗測定	<input type="radio"/> ※1
	変圧器	外部点検	<input type="radio"/>
		外部精密点検	<input type="radio"/>
		絶縁抵抗測定	<input type="radio"/> ※1
		漏えい電流測定	<input type="radio"/>
	受電盤、配電盤、制御回路、 継電器	外部点検	<input type="radio"/>
		外部精密点検	<input type="radio"/>
		電圧・電流測定	<input type="radio"/>
		絶縁抵抗測定	<input type="radio"/> ※2
		継電器動作特性試験	<input type="radio"/>
	受電設備の建物・室、キューピクル	外部点検	<input type="radio"/>
		外部精密点検	<input type="radio"/>
	接地装置(接地線、保護管等)	外部点検	<input type="radio"/>
		外部精密点検	<input type="radio"/>
		接地抵抗測定	<input type="radio"/>
配電線路	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
電気所使用備の設場	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
発電設備（非常用予備発電設備含む）	原動機、風車及び始動・附属装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		始動・停止試験		○
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器等	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		発電電圧・周波数等測定		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重・液温測定		○
	充電装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○

※1：絶縁抵抗測定には絶縁耐力試験を含む。

※2：制御回路については測定を省略することがある。

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次 点検	年次 点検	臨時 点検
受電設備 (二次受電設備を含む)	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引き込み線等電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	必要な項目
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器との連動動作試験		○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
配電線路	変圧器	外部点検	○	○	必要な項目
		外部精密点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○	○	
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		電圧・電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		○	
	受電設備の建物・室、キュービクル	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
	接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	○	○	
		外部精密点検		○	
		接地抵抗測定		○	
	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置（接地線、保護管等）、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	

電気工作物		点検、測定及び試験項目		月次 点検	年次 点検	臨時 点検
所の 電気 使用場 設 備	電動機、電熱器、電気溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		必要な項目
		外部精密点検		<input type="radio"/>		
		絶縁抵抗測定		<input type="radio"/>		
		接地抵抗測定		<input type="radio"/>		
発電 設備 (非常用予備発電設備含む)	原動機、風車及び始動・附属装置	外部点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		必要な項目
		外部精密点検		<input type="radio"/>		
		始動・停止試験	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※1	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器等	外部点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		外部精密点検		<input type="radio"/>		
		発電電圧・周波数等測定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		絶縁抵抗測定		<input type="radio"/>		
		接地抵抗測定		<input type="radio"/>		
		継電器動作特性試験		<input type="radio"/>		
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		必要な項目
		外部精密点検		<input type="radio"/>		
		液量点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電圧・比重・液温測定		<input type="radio"/>		
	充電装置	外部点検	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		外部精密点検		<input type="radio"/>		
		絶縁抵抗測定		<input type="radio"/>		
		接地抵抗測定		<input type="radio"/>		

※1 風力発電設備を除く

※2 制御回路については、測定を省略することがある。

5. 点検又は試験等の一部を実施しない項目

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (4) 機器の精度等の観点から、専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (5) 内部点検のための分解、組立てに特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (6) 立ち入りに危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）に設置する自家用電気工作物
- (7) 情報管理のため立入りが制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）に設置する自家用電気工作物
- (8) 衛生管理のため立入りが制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）に設置する自家用電気工作物
- (9) 機密管理のため立入りが制限される場所（独居房等）に設置する自家用電気工作物
- (10) 立入りに専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）に設置する自家用電気工作物
- (11) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (12) 発電設備のうち電気設備でない自家用電気工作物